

阿賀野市告示第107号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条及び同法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により、令和5年度地籍調査事業の実施を次のとおり定めた。

令和5年5月19日

阿賀野市長 田 中 清 善

1 事業計画告示年月日

令和5年5月16日 新潟県告示第572号

2 調査を実施する者の名称

阿賀野市

3 調査区域

百津の一部、緑町の一部、学校町の一部、百津町の一部、金田町の一部
下金田の一部、中島町の一部、中島の一部

4 調査期間

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで